

2023年11月7日

経済産業省 安全保障貿易管理政策課  
杉江課長様  
制度改正担当各位

通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題

一般財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC）  
輸出管理のあり方専門委員会  
委員長 田川 卓司  
制度専門委員会  
委員長 大野 敬史

平素より、CISTEC の委員会活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日米輸出管理協力に関するパブリックコメント募集において、CISTEC から意見書を提出しましたとおり、通常兵器キャッチオール（CA）規制の実効性確保に関して、CISTEC の関係委員会でも大きな問題意識を持っております。企業における事例をもとに課題認識を共有させていただくとともに、以下の観点で制度のあり方について意見交換させていただければ幸いです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- ・「者」に対する規制の導入の必要性（懸念「者」のリスト化の必要性）
- ・規制すべき品目の特定、品目ベースのリスト化の必要性

**【課題1】通常兵器 CA 規制適用の予見可能性**

通常兵器 CA においては輸出令別表3の地域以外でかつ同令別表3の2の地域以外の国との取引に関しての規制要件はインフォーム要件のみとなっています。大量破壊兵器 CA 規制における「外国ユーザーリスト」のような情報がなく、「おそれ貨物」も通常兵器 CA 規制導入時に規制対象品目とされたもの+αに留まっている中で（現在 34 品目）、企業は CHASER 情報や HP 等の公開情報から自ら需要者・用途を調査し、その結果、軍事転用懸念がある場合には、経産省に相談するようにしています。

相談した場合、取引を継続する場合にはインフォームにより輸出許可申請が求められますが、軍民融合の進む特定国企業との取引の場合には、軍事転用懸念を払しょくすることが非常に難しいのが現状です。

軍民融合や軍事転用といっても様々なレベルがあり、そのすべてを否定するお考えではないと思いますので、同志国との情報交換等を通じて、規制対象として、懸念性の高い需要者や品目を明確にし、予見可能性を高くすることによって、相談した企業だけでなく輸出者

全体に適切に適用されるものとなるような規制としていただきたいと考えています。

※米国では、特に懸念の高い企業等は Entity List 掲載、軍事エンドユーザー指定としたり、国防権限法に基づき、レッドフラグ対象として「軍民融合貢献企業」を公表しています。

なお、本来の通常兵器 CA 規制は、(軍事専用品・専用設計の) 通常兵器の開発、製造、使用に用いられる品目が対象ですが(後述の「課題 2」ご参照)、それ以外に「軍事能力拡大に資する軍事転用」を対象にされるのであれば、それは通常兵器 CA 規制とは別途の枠組みの話になりますが、その規制内容、方法等については、同志国と十分連携の上、以下の「課題 3」以降の点にも十分ご配慮いただけますようお願いいたします。

例) 中国のインフラ関連事業等においては、軍工四証を保有する企業も多く、事実上軍民融合企業との取引は不可避となっている。誓約書、CHASER 確認、ダウジョーンズ確認、契約書での誓約等を行っているが、それでも「軍事転用」されないかどうかは分からないため、都度、経産省に相談している。経産省からは「軍事転用は避けるべし」とご指導をいただくが、企業としては、反スパイ法等がある中で用途調査が難しい。

また、軍工四証保有企業の「子会社」との取引で経産省に相談したところ、「誓約書だけでは懸念が払しょくできない」として、親会社に出ていかないことが分かる情報入手が求められる。取引先から、販売先を開示してもらい「新たな販売先が発生した場合には事前相談する」旨の誓約書を取得する等を行っているが、販売先情報の開示が困難な場合もあり、また誓約書を取得したとしても懸念が払拭できるわけではないとされている。

需要者の調査に困難が伴う状況で、軍工四証を保有する企業やその子会社について需要者懸念があるのであれば、相談に行った企業だけが取引の制限を受けるのではなく、広く世の中に当該需要者に対して規制がおこなわれるような制度を導入すべきではないか。

## **【課題 2】「通常兵器」の定義が不明確、用いられるものが「通常兵器」かの確認が困難**

輸出令別表第一の 1 の項の通常兵器(武器)の規制範囲が不明確だと思います。もともと、通常兵器 CA 規制は WA 合意に基づく制度であり、(軍事専用品・専用設計の) 通常兵器の開発、製造、使用に用いられる場合が対象ですが、単に軍用に用いられるだけでは対象とはならないと理解しています(課題 1 で述べた通り、その対象範囲を越えて、「軍事能力の拡大に資する軍事転用」や単なる軍事転用までは、通常兵器 CA 規制の範囲外のはずですので、それらを対象にするとすれば、別途の枠組みでの検討の話になってくると思います)。

そして、WA では「通常兵器」の定義として、ML (軍需品リスト) が規定され、軍事専用品としての具体的品目、仕様等が明記されています。1 の項で規定されている品目の品名から、ML で規制されている品目を特定することは難しく、同 CA の規制対象範囲が不明確という問題があります。

また、通常兵器 CA 対象かどうか(=軍事専用品としての通常兵器品目の開発、製造、

使用に用いられるかどうか)を確認するとしても、輸出しようとする品目が用いられるものが、軍事専用品なのか汎用品なのかを確認すること自体が難しい状況です。

まずは、「通常兵器」の定義を国際標準である WA の ML に準拠して、その具体的品目を明確にすることが適当ではないかと思われまます (ML を日本の法令に反映させた例もあります—北朝鮮関連の船舶検査特措法の武器等物資の告示)。

その上で、本来の通常兵器 CA 規制に即した運用としつつ、需要者の懸念度、軍事利用される場合のインパクトの大きさ等を判断基準に入れる等の検討も望ましいと思われまます。

例) 輸出令別表第一第 1 項 (7) の「軍用車両」は、前線で戦闘活動に使用される車両だけではなく、後方支援活動で物資や人を運搬する車両、軍幹部を乗せる車両等も「軍用車両」の可能性があると指摘される場合もあるが、その車両が軍事専用品・専用設計品なのかどうかは、その外観、車番、仕様等では特定できない。

単に、軍に用いられるだけでは、通常兵器 CA 規制の対象にならないはずだが、民生用に用いられる車両であっても、その車両が軍に用いられる場合には通常兵器扱いされ、それに用いられる一般車両用の部品が通常兵器 CA 規制の対象となり得るかのような扱いをされる場合もある。経産省に相談すると、その需要者や用途、軍事転用可能性まで含めて詳細な調査を求められることとなり、本来の通常兵器 CA 規制の制度運用とは異なる作業を余儀なくされる。

例) 特定用途に限定されない個別半導体、コンデンサ等の受動部品、電池、ディスプレイ等の各種共通部品等、汎用性の高い中間製品やそれらに用いられる貨物や技術を、民生用途であり、かつ蓋然性のあるビジネス実態も確認できる需要者等に対して輸出・提供する際に、最終搭載製品のメーカー名や機種名等が判明している場合であっても、更にその一部が絶対に軍事用途に用いられないことを証明することが求められれば、それは事実上不可能な証明である。

このような場合、需要者等の懸念 (サプライチェーンのどこに、どのような懸念が、どの程度想定されるのか) に応じた「者に対する」考え方を主としつつも、「フォーリンアベイラビリティに加え、軍事利用時のインパクト (輸出・提供品目が軍事利用される品目に与える機能の影響力や機微度等)」についても一つの基準として考慮することもあって然るべきと考  
える。

### 【課題 3】用途確認の限界 (中国反スパイ法等への対応)

課題 1、2 のとおり、現状の通常兵器 CA 規制では、法令上はインフォーム要件のみであっても、需要者等に懸念がある取引においては企業に用途等の確認が強く求められます。

一方で、中国の反スパイ法等において用途等の調査自体がリスクを伴う状況であり、また、軍民融合が進む特定国においては実効性のある調査が困難な状況です。

例) 通常兵器 CA 規制においてインフォームいただいた取引について、軍事転用しない旨の誓約書を取得しているが、許可申請にあたって、誓約書は参考情報にしかならないと判断される。軍とも民とも取引がある企業や、軍工四証保有企業と資本関係のある民間企業において、その品目が軍関係者に流出しないことの説明が求められる。現地において現場での管理方法等の確認も考えられるが、調査内容によっては反スパイ法に基づき告発される懸念もあり、調査自体が困難。

#### 【課題 4】取引辞退が困難（訴訟リスク、中国反外国制裁法等への対応）

通常兵器 CA 規制でインフォームに対する輸出許可取得が困難な場合に、取引先との取引を辞退しようとしても困難な場合があります。日本企業にとって予見可能性が低いのと同時に、輸出先国の取引先においても、自社との取引が規制されることに理解が得られないケースがあります。

大量破壊兵器 CA 規制の需要者要件では外国ユーザーリストがあるため、ある程度の理解は得られるものの、通常兵器 CA 規制ではインフォーム要件のみであって、取引先から理解を得ることが難しい状況です。審査に時間を要し、その結果辞退することになった場合に、不当に販売制限されているとして訴訟問題となるリスクも低くはありません。

訴訟になった場合には、フォースマジュール条項があったとしても、国家の安全と利益が優先され当該条項が機能しないという現地弁護士の見解もあります。また、輸出管理上の規制とは言え、不平等であるとして、当該国の規制当局等に相談する事例もあり、反外国制裁法の適用懸念もぬぐえません。

通常兵器 CA 規制においても外国ユーザーリストのようなものを導入し、輸出先国でも納得感のある規制にする必要があると考えます。

#### 【課題 5】規制対象品目の限定

現在、通常兵器 CA 規制において規制される品目には、輸出先の国においても、一定の時間をかければ同等の品目を開発・生産することが可能な場合もあります。また、このような汎用の品目について用途等の確認に時間を要する結果、他国の既存製品に顧客（市場）を奪われている可能性もあります。軍事転用可能な品目であっても、フォーリンアベイラビリティの観点から実効性のある品目だけを規制していただきたいと思います。

通常兵器 CA 規制において規制される品目は、特定懸念国向けの懸念性の高い軍事転用がなされることによって軍事力の強化等に資する重要品目に絞るべきと思います。

Small Yard High Fence の実効性のある規制とするために、重要品目を特定して規制すべきと考えます。

また、重要品目については軍事転用される懸念が高く留意が必要であるということを広く周知するため、現在ある通常兵器 CA 規制上の「おそれ貨物」を上記観点を踏まえつつ技術も含めて拡充し、フォーリンアベイラビリティを検証しながら、随時更新を図っていくことが望ましいと考えます。

## 【課題6】日本企業の受け止め方

通常兵器 CA 規制において、現状のインフォーム要件のみの規制の場合、経産省に相談した企業だけが規制の対象となることから、「(相談に) 行った者損」という捉え方がされています。また、すべての日本企業にとって平等な規制がおこなわれないと抜け道を作ってしまうことになりかねません。

事前相談・インフォームにより蓄積された懸念情報は企業等に公開して、懸念取引に巻き込まれないよう注意を促すべきと考えます。

また、困難な需要者・用途調査を伴うため、企業は、特定国への事業移管或いは一から現地で開発・生産して地産地消を考えるケースもあります。

日本の重要産業や技術の流出を防ぐためにも、予見可能性が高く、すべての企業が同じ基準で判断できる実効性の高い規制にする必要があると考えます。

昨年 12 月に新たに策定された「国家安全保障戦略」において、「防衛装備移転の推進」が盛り込まれて、三原則やその運用指針の見直しが謳われています。その趣旨は、輸出することが国益になる相手国には積極的に進めるというものと理解しています。通常兵器 CA 規制についても、この方針と密接に関係してくると思われますので、制度・運用については、その趣旨に即したものとなるようご配慮をお願いいたします。

以上